

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 水戸市建設工事入札等監視委員会
- 2 開催日時 令和7年11月20日（木） 午後1時30分から4時00分まで
- 3 開催場所 本庁舎4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員
石川昭，太田啓文，加藤尚弘，三枝康成，田中道夫
 - (2) 執行機関
丹治雅人，鯉渕寛，立石忠一郎，青木昌弘，鬼澤香枝，鈴木美和，嘉成将大，
小沼容子，畑岡正彦，折本秀明，武田良樹，大高学，江幡和也，中野稔，富田義勝，
川端謙吾，佐藤誉幸
- 5 議題及び公開・非公開の別
 - (1) 入札制度について（非公開）
 - (2) 令和7年度上期の契約状況について（非公開）
 - (3) 令和7年度上期抽出案件審議（7件）（非公開）
- 6 非公開の理由
会議の内容に水戸市情報公開条例第7条第3号アに掲げる不開示情報が含まれるため。
- 7 傍聴人の数 0人
- 8 会議資料の名称
 - (1) 水戸市建設工事入札等監視委員会抽出案件（7件）一覧
 - (2) 抽出案件説明書

意見・質問	説明・回答
<p>[入札制度について]</p> <p>1 入札制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の実施件数と、一般競争入札で1社参加のため中止になった件数はいくつか。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価方式の実施件数は今年度見込みで51件です。1社参加で中止の件数は6件、参加自体がなく中止になったものが2件です。
<p>[抽出案件について]</p> <p>1 砂久保町児童公園トイレ改築工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 応札者数が1社であることと、落札率が100%であることの要因は何が考えられるか。 1社応札で、落札率100%というのは競争の原理が働いていると言い難い状況ではないか。適切な競争を促す働きかけとして、どのようなことを行っているか。 公告日から参加締切日までが、営業日で数えると6日間である。これは期間の設定として適切なのか。入札参加者数が1社しかいないときに、参加申請期間の延長等の対応は考えられないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 応札者数について、発注時期によってその業界が繁忙期であることや、技術者の選定に困難性があり、1社だけの応札となったものと考えています。落札率については、予定価格は公表しているので、落札者を予定価格と同じ価格で入札した結果と考えています。また、水戸市として、適切な積算をして発注しているため、落札価格が予定価格と同額であったことは、水戸市の積算に妥当性があつた実証であるとも考えています。 実勢価格での見積りをとり、適正な積算を行った上での予定価格設定に努めています。 一般競争について、公告は通常水曜日に行い、参加締切りを翌週の水曜日としています。入札の締切りは、開札日の前日としており、これらが通常の設定期間となっております。水戸市として入札参加者数が少なく不調の恐れがあるからといって参加申請期間の延長はしていませんが、他市の状況も調査した上で、対応を考えてまいります。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> 当該案件の積算については、見積りを取っているのか。それとも積み上げているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本は積み上げが前提です。当該案件はユニット式トイレになっており、この部分は見積りとなっています。
<p>2 市単土改第3号谷田地区排水路整備工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> 指名業者数が8社で、辞退・無効者数が7社ということは、有効な入札を行ったのは落札者の1社のみということか。辞退・無効者数が7社ということにどのような要因が考えられるか。 無効とは、辞退届を提出しなかったとのことだが、何件くらいあるのか。 請負業者指名（推薦）決定伺いについて、推薦理由の記載に、工事等の成績で「過去2カ年の工事等の成績の平均が良い」、「ほう賞歴が過去2カ年度以上連続又はたびたびである」とある。この「平均」と「たびたび」はどのくらいを目安にしているか。 なお、茨城県では厳密に点数で5段階に分けて運用している。 請負業者指名（推薦）決定伺いについて、推薦理由の信用度の部分で「営業停止又は入札参加資格停止が現在行われていない又は過去2カ年に贈賄等で入札参加資格停止が2度以上行われていない等」と記載がある。過去2年間に一度は入札参加資格停止があっても信用度としては足りるという基準と読めるが、これは信用度という意味で適切な基準なのか。 	<ul style="list-style-type: none"> 指名業者8社中、辞退が5社、無効が2社、落札1社という結果です。今回の工事内容は、農閑期に施工を完了させなければならないという工期の制約があり、さらに移行ヤードが狭小で農地を借用しながら施工する、施工性の悪い現場です。これらの点から、利益率が悪いことを考慮して、業者が積算した結果と推定しています。 辞退届を事前に提出することなく、札入れもしなかった会社が未届による無効となります。 集計していないので正確な件数は不明ですが、毎回1、2件程度あります。 目安としてこのような文言を記載していますが、具体的な数値等の基準は現在のところ定めておりません。 適切な基準と考え、採用しております。 基本的に指名する業者は名簿登録業者となっており、経営審査等に合格している業者のみです。その中で直近の営業停止、入札参加資格停止等を確認した上で、担当課に指名業者を選定してもらっている状況です。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・過去2年間に、入札参加停止措置を受けた業者は何件あるのか。 ・格付等級のある工事の指名は、指名選定等に係る運用基準に基づいて運用しているのか。仮に、指名数を増やすことはできるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・年間10～20件程度で、2年続けて措置を受けた業者はあまり発生していません。 ・水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程に基づき、指名選定を行っております。原則的にここに示してある数で運用しており、あえてこの数を増やす対応はしていません。
<p>3 元吉田町都市下水路基本設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2社が最低制限価格を下回って失格となっている。最低制限価格は事前に公表されているのか。安い金額で入札しているところを失格にすることに、合理性はあるのか。また、最低制限価格の算出方法があるのか。 ・請負業者指名（推薦）決定伺いについて、「市外」とあるのは、本社、本店が市外ということか。 ・市内に本店所在地がある会社はなかったのか。市内の業者の実績を上げたり、育てたりしていくということについて何か考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格は事前公表していません。最低制限価格はダンピング受注の抑制や下請け業者への不当なしわ寄せ防止を図るための制度でございます。その最低制限価格を下回る入札を失格にすることで、この制度は成立しております。最低制限価格制度は、国の基準が定められており、それに基づき水戸市でも設定しています。積算方法はホームページで公表しています。 ・営業所は市内にあるが、本社は市外にあるという意味です。 ・テクリスで実績を調査した中で、市内に本社、営業所があつて実績がある会社はありませんでした。市内業者の育成も重要とは思いますが、今回の業務内容等が非常に複雑であることから、テクリスの検索結果等で判断し、主管課では市外のコンサルタントを選定したということです。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・くじによる落札について、同額の応札になってくじで落札者を決定するケースはどのくらい起こるのか。また、くじによる落札者の決定について、どの規定に基づいているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・くじの実施件数は把握しておりませんが、年間で数件程度発生しています。入札に際して、入札情報公開システムにてあらかじめ周知しています。この中で最低価格者が2社以上あった場合には、くじにより決定するものとしています。
<p>4 国補公共下水道河和田第4幹線工事について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査が行われているが、具体的にどういった調査を行ったのか。 ・最終的な評価として失格の理由は何か。 ・総合評価方式に関する評価調書において、企業の施工実績がないのに入札参加しているのはどういうことか。 ・同一路線の前年度受注者が失格という状況になってしまった理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入札価格の妥当性を確認するため、入札価格の根拠となる見積書や間接費の削減についての具体的な根拠を求める調査になります。 ・見積書が一部、確認できなかったこと、間接費の削減についての計数的な根拠が示されなかったことが理由です。 ・入札参加要件につきましては、過去15年間の実績を求めております。評価調書においては過去5年の実績に評価点をつけることになっております。 ・令和6年12月6日に、ダンピング対策として低入札における注意事項を厳格化しており、その中で求める内訳書の根拠が提示がされなかったこと、間接費の削減について、計数的に示されなかったことが理由となります。
<p>5 配水管布設替工事(第26工区)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合冊にしなかった理由は何か。 ・予定価格はどのように算出した金額か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・元工事と発注工種が異なり、水戸市建設工事に係る合冊入札実施試行要項の要件に合致しないためです。 ・歩掛りによる積み上げで積算し、随意契約による一般管理費の経費調整及び請負比率を考慮し算出しています。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・随契で100%だがこの企業体しかいなかったのか。 ・経費調整をおこなっているが予定価格は公表しているか。経費調整の根拠はあるか。 ・指名通知日と見積日が約1週間の期間だが特質や金額などによって期間の定めがあるのか。 ・合冊するか否かの基準等があるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の掘削作業，路床入替が伴う水道管の布設替工事であり，本体工事の進捗や規制に合わせることで工期縮減，費用縮減が可能なため，本体工事受注者との随意契約が最適と考えました。 ・予定価格の事前公表は行っていません。経費は積算基準に定められている手法に基づき調整しています。 ・随意契約の工事内容は，主に支障物件の移設となるため，本体工事の進捗への影響を考慮して，期間を短く設定しています。 ・上下水道局と市長部局における合冊は，水戸市建設工事に係る合冊入札実施試行要項を元に行っており，同一工種のみ合冊入札としています。上下水道局内では，水戸市上下水道局建設工事における合冊入札実施要項に基づき，異種工種でも合冊としています。
<p>6 国補公共下水道水戸市浄化センター外脱臭設備改築実施設計委託について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積算は見積りか。 ・最低制限価格を下回ったのはどのような要因が考えられるか。 ・最低制限価格は非公表か。 ・辞退を繰り返すような業者は不誠実かと思うが，対応は考えているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩掛による積算となります。 ・最低制限価格の算出にあたり，工事費内訳書に対して，一定の率を掛けること，ランダム係数をかけて決定することは公表しています。落札するためにぎりぎりを狙って入札を行った結果と考えられます。 ・非公表です。 ・辞退に対するペナルティー等の対応は，考えておりません。
<p>7 開江浄水場境界確認委託(第8号)について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格が非常に低いがどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格の基礎となるものが見積りによるものであることから，最低制限価格が低くなっております。

意見・質問	説明・回答
<ul style="list-style-type: none"> ・見積りは何社取っているのか。 ・予定価格と実際の入札額が大きく開いているのはなぜか。 ・土地家屋調査士の案件は大体6割ぐらいの落札率でずっと推移しているが、予定価格と落札額との乖離について、もっと適正に価格を設定することはできないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土地家屋調査業務の登録のある、市内の業者全てから見積りを取り、単価を定めています。 ・見積りの採用自体が平均値となっていること、また想定ではあるが業務に係る費用がほぼ人件費であり、機器の維持費等もあるため、低価格でも受注していきたい考えかと推測されます。 ・歩掛がないため、価格算定の方法として見積りに頼らざるを得ないという状況です。